

医薬品の一般名処方について

医薬品の一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、一般名「有効成分」を処方箋に記載することです。

板橋区医師会病院

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を促進するとともに、医薬品の安定供給に向けた取組みを行っております。

処方箋を発行する際、ジェネリック医薬品のあるお薬については、原則として特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の有効成分をもとにした一般名で処方いたします。

一般名処方によって、万一、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、同種同効薬により患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなりますので、何卒ご理解とご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、ジェネリック医薬品や一般名処方について、ご不明な点やご質問などがございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

■ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について

患者さん自らが、後発医薬品でなく先発医薬品を希望される場合は、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として、保険調剤薬局で自己負担していただくことになります。